

「京都府人権尊重の共生社会づくり条例（仮称）」

骨子案に対する意見募集結果

- 1 募集期間 令和6年12月13日(金)から令和7年1月5日(日)まで
- 2 意見提出数 97個人・団体 225件
- 3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

項目	御意見の要旨	京都府の考え方
全般	府の行政そのものが誰かを差別していないかという観点がないか。	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づく施策として策定した「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次：改定版）」では、人権に特に関係する職業従事者の一つとして公務員（京都府職員）を掲げ、人権問題の現状と課題を認識し、問題解決に取り組む人権意識の高い人間性豊かな職員の育成を基本目標とした職員研修を実施することとしています。同法の基本理念については、今回制定を目指す条例においても踏まえることとしており、御意見に留意しつつ取り組んでまいります。
全般	<p>差別禁止、罰則の明記、救済対象の拡大、適正な運用を担保するための第三者機関設置など、骨子案には、いま現在、条例をつくるなら当然に踏まえるべきこれらの必須要素が欠片も存在しない。</p> <p>※その他同様の意見が44件</p> <p>骨子案には具体的な差別煽動の禁止や罰則などが組み込まれていないのが残念。京都府内では過去に、人間の尊厳を踏みにじり命にも関わる重大なヘイトクライムが起こった。今後このような事件が二度と起こらないようにするためには、実効性のある差別禁止条例を強く求める。</p> <p>※その他同様の意見が17件</p>	<p>ヘイトスピーチは憲法で保障された個人の尊厳を損ない、対象とされた方々に多大な苦痛を強いるとともに、地域社会に深刻な亀裂を生じさせる行為と認識しています。</p> <p>京都府としては、こうしたヘイトスピーチは断じて許されないとの認識の下、府民への啓発や、（会館や公園など）公の施設でヘイトスピーチを防止するためのガイドラインの策定などに取り組んでいるところです。</p> <p>一方、今回制定を目指す条例は、ヘイトスピーチなど特定の課題に焦点を当てたものではなく、府民一人ひとりの尊厳と人権の重要性についての認識をより深く社会に浸透させることによって、差別のない、人権尊</p>

項目	御意見の要旨	京都府の考え方
	<p>ヘイトデモや集会、ネットの書き込みで特定の集団を侮辱する行為を取り締まるため、ヘイトスピーチという犯罪に対する罰則を設けてもらいたい。</p> <p>※その他同様の意見が3件</p>	<p>重の共生社会を形成しようとするものでありますので、御理解をお願いいたします。</p>
全般	<p>インターネット上のヘイトスピーチ被害者が、権利回復のための行動（プロバイダに対する開示請求や削除要請、投稿記録、発信者情報保存等）を取りやすくするための支援が必要。</p> <p>※その他同様の意見が3件</p>	<p>インターネット上の誹謗中傷やプライバシーの侵害などの人権侵害は、全国的な課題であることから、京都府としては、昨年5月に成立した情報流通プラットフォーム対処法の施行に向けて、実効性のあるガイドラインの策定等を国に働きかけているところです。</p>
全般	<p>人権啓発及び相談体制の整備はもちろんだが、独立した救済機関が必要。</p> <p>※その他同様の意見が3件</p>	<p>京都府としては、簡易、迅速で柔軟な人権救済制度の早期確立を国に働きかけているところです。</p>
全般	<p>条例の制定により、同和対策事業の復活や確認・糾弾推進の口実にならないよう、適切に運用すること。</p>	<p>部落差別は完全には解消しておらず、京都府としては課題の解決に引き続き取り組む必要があると考えておりますが、今回制定を目指す条例については、御意見を踏まえ、適切に運用してまいります。</p>
全般	<p>当該の条例、基本的に好ましいものであるが、京都府にこうした条例を運用できるのか懸念がある。人権や差別、ヘイトスピーチについて、まずは府職員の理解力を涵養すべきではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、職員の資質向上に引き続き取り組んでまいります。</p>
全般	<p>世界人権問題研究センターの取組や成果を積極的に活用する態勢・仕組みを整えてほしい。</p>	<p>御意見を踏まえ、世界人権問題研究センター等の研究機関の調査・研究成果を活用し、質の高い知識の普及に取り組んでまいります。</p>
全般	<p>人権について学ぶことはとても大切なことだと思う。既存の学びの場をなくさないよう、また多くの市町に学びの場ができるよう期待する。</p>	<p>御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。</p>

項目	御意見の要旨	京都府の考え方
全般	<p>人権尊重とは、明らかにある差別をなくしていくことが大事。京都の被差別部落、在日朝鮮人などの差別を具体的に示してはどうか。</p>	<p>御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。</p>
全般	<p>京都では、様々な人権課題の解決のため、人権侵害の当事者のみならず、多くの市民が粘り強く取り組み、京都府もこうした活動を後押しし、協働してきた経過がある。それぞれの主体がともに知恵を絞り対策を講じてきた京都の取組はこれからも継続していくべきであり、そのために制定される条例が府民に与える安心感は大い。</p> <p>府民一人ひとりが人権が尊重される社会づくりの担い手となるべきという「京都ならではの」考え方の下、府民は人権尊重において自立した存在となることが求められる。全ての府民が自ら判断し、行動できる主体となれば、人権尊重の共生社会を実現するための大きな推進力となる。</p> <p>この骨子案に賛成の立場で、早期の条例制定を求める。</p>	<p>骨子案に御賛同いただきありがとうございます。御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。</p>
全般	<p>骨子案の内容について、そのとおりだと思う。よりよい共生社会実現のためよろしく願いたい。</p>	<p>骨子案に御賛同いただきありがとうございます。御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。</p>
全般	<p>人権条例について、川崎条例を上回る全国的に話題になる位の先進的な内容にしてもらいたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、よりよい条例の制定を目指してまいります。</p>
全般	<p>全体的に曖昧模糊として、具体性に欠ける印象。また、全体として高圧的、威圧的に感じた。差別や人権侵害の根っこにある問題に、もう少し寄り添うべきだと思った。</p>	<p>差別などの人権侵害の実態、その原因等に寄り添うことは大変重要と認識しております。御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。</p>

項目	御意見の要旨	京都府の考え方
全般	なぜこんな抽象的な「骨子」に対してだけ意見募集するのか。条例そのものの案について意見募集はできないのか。	人権尊重の共生社会づくりは、府民のみなさまとともに、たゆまぬ努力を続けていくことが必要であるため、骨子案の段階から公表し意見を募集させていただくもので、他の条例においても同様の取り扱いとさせていただきます。
名称	「京都府差別を許さない人権尊重の共生社会づくり条例」のように、名称において差別を許さない社会を目指すことを明確に示すべき。 ※その他同様の意見が10件	今回制定を目指す条例は、府民一人ひとりの尊厳と人権の重要性についての認識をより深く社会に浸透させることによって、差別のない、人権尊重の共生社会を形成しようとするものであり、条例の名称はその趣旨を踏まえたものとしておりますので、御理解をお願いいたします。
前文	国際的な人権施策レベル達成を目指す意思を鮮明に発信してほしい。	御意見も踏まえ、国際的な人権諸条約等にもものっとり、諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきたことを記載します。
前文	「差別その他の人権侵害」について、差別、複合差別、ハラスメント、マイクロアグレッション等を具体的に記載することが不可欠。 ※その他同様の意見が2件	御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
前文	共生社会実現のためには、差別をなくすことが重要であり、差別を許さないという視点を条例に入れてほしい。 ※その他同様の意見が11件	京都府としても、不当な差別はあってはならないと認識しており、今回制定を目指す条例では、「人権尊重の共生社会づくり」の定義において、その考えを記載してまいります。
前文	「不当な差別」という表現は、不当でない差別があるかのような誤解を生むため、「差別」あるいは「差別事件」とするべき。 ※その他同様の意見が2件	差別には、個別の事象ごとに様々な背景や意味合いがあることから、今回制定を目指す条例では「不当な差別」という言葉を用いることとしております。

項目	御意見の要旨	京都府の考え方
前文	インターネット上の人権侵害について、被害者、加害者になり得ると同時に、インターネット上の差別的言動が拡散し深刻な人権侵害を誘発し得る危険性にも言及すべき。	御意見も踏まえ、誰もが加害者にも被害者にもなり得る状況等について記載することとします。
前文	「不当な差別その他の人権侵害が存在」との記載について、京都で発生した具体的事件を明記すべき。 ※その他同様の意見が25件	御意見にある事件も含め、様々な人権課題が生起している現状があることから、個別の事象については特別に言及せず、憲法の規定も踏まえた人権侵害の類型を記載することとします。
前文	人権尊重の共生社会のための市民意識について書かれているが、人権尊重と同時に、「差別を許さない」市民の態度についても言及が必要。	御意見も踏まえ、「府民一人ひとりの尊厳と人権が共に尊重される必要がある」ことを記載することとします。
前文	「社会生活の正しい秩序が保持され」という表現はわかりにくい。	御意見も踏まえ、分かりやすい記載に修正することとします。
前文	「権利の行使に伴う責任」という表現は、権利と責任を一体化させる危険をはらみ、「責任を果たさない者には権利がない」という発言を助長させてしまうおそれがある。 ※その他同様の意見が1件	国民は基本的人権を、常に公共の福祉のために利用する責任を負うとした憲法の規定を踏まえ、記載することとしているところでありますので、御理解くださいますようお願いいたします。
定義	「人権尊重の共生社会づくり」の定義として、「全ての府民及び京都に暮らす全ての人が、年齢、国籍、性別、住所、職業などにより不当に差別されることなく」と具体的に記載してほしい。 ※その他同様の意見が1件	御意見の件については、憲法の規定を踏まえて記載することとしているところでありますので、御理解くださいますようお願いいたします。

項目	御意見の要旨	京都府の考え方
定義	<p>「人権尊重の共生社会づくり施策」の定義として、国際人権諸条約を踏まえて行うという基本姿勢が明記されるべき。</p> <p>※その他同様の意見が1件</p>	<p>前文で、京都府は憲法や国際的な人権諸条約などの人権尊重に関する現行法制の下に施策を策定・実施してきたことを記載することとしており、このことは、御意見にある人権尊重の共生社会づくり施策においても変わるところはありません。</p>
定義	<p>条例で差別について定義すべき。</p> <p>※その他同様の意見が8件</p>	<p>何が差別に当たるかということについては、国において法律で定められることが適切と考えております。</p> <p>今回制定を目指す条例では、憲法の規定も踏まえ「人種、信条、性別、社会的身分、門地等による不当な差別」と記載することとしております。</p>
基本理念	<p>「全ての人は差別されない権利を有する」ことを基本理念に加えるべき。</p> <p>個別の差別事象に対応した施策を進めることを基本理念に明示すべき。</p> <p>※その他同様の意見が3件</p>	<p>今回制定を目指す条例では、憲法の規定も踏まえ、「人権尊重の共生社会づくり」の定義において「府民一人ひとりが、人種、信条、性別、社会的身分、門地等により不当に差別され」ないことを記載することとしております。</p>
基本理念	<p>「全ての府民は、歴史的、社会的に人権を侵害されてきた属性の人々が対等に扱われ、住みづらさ（生きづらさ）から解消されることを目指す」ことを基本理念に加えるべき。</p>	<p>今回制定を目指す条例は、府民一人ひとりの尊厳と人権の重要性についての認識をより深く社会に浸透させることによって、差別のない、人権尊重の共生社会を形成しようとするものです。御意見の歴史的、社会的に人権を侵害されてきた属性の人々の生きづらさの解消につきましては、条例で基本的事項を定める推進計画において、対応の方向等性を記載したいと考えております。</p>

項目	御意見の要旨	京都府の考え方
責務等	<p>京都府の責務として、差別のない社会の形成に関する施策の総合的推進及び差別による人権侵害が発生した場合の対策と予防措置を追加すべき。</p> <p>また、事業者の中でも企業や学校に対しては、差別撤廃のためのガイドライン作成に努めることを追加すべき。</p> <p>※その他同様の意見が5件</p>	<p>御意見にある責務は、今回制定を目指す条例の基本理念にのっとり、人権尊重の共生社会づくり及び人権尊重の共生社会づくり施策の策定実施、協力等について規定することとしております。</p>
責務等	<p>人権侵害を受けた被害者への具体的な救済方法について、条例に盛り込む必要があると考える。</p> <p>※その他同様の意見が8件</p>	<p>人権侵害が発生した際は、法務省人権擁護機関をはじめ国、市町村等と連携を図って対応しているところです。今回制定を目指す条例においても、相談体制の整備を「人権尊重の共生社会づくり施策」に位置付け、充実に努めてまいります。</p>
推進計画	<p>被害者の人権回復、加害者教育のための計画を策定することを明記すべき。</p> <p>※その他同様の意見が4件</p>	<p>御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。</p>
推進計画	<p>現行の「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次：改定版）」の改定において、同和問題（部落差別）の記述を見直し、同和問題は解決を迎えようとしていること、インターネット上の表現に見られる一部悪質な者による不適切な表現を殊更に取り上げることはないことを記載すること。</p>	<p>御意見は、推進計画の策定において参考とさせていただきます。</p>
懇話会	<p>学識経験者と意見交換するだけでなく「審議会」とし、そこに公募委員も入れてほしい。</p>	<p>人権尊重の共生社会づくり施策に位置付ける人権教育及び人権啓発は、人の心のあり方に密接に関わる問題</p>

項目	御意見の要旨	京都府の考え方
懇話会	<p>懇話会の構成員については、人権侵害の当事者を含む多様な府民も主体的に参加し意見交換するとともに、そうした意見を「参考」と位置付けるだけでなく、できるだけ施策に反映できる機関とすることが望ましい。</p> <p>※その他同様の意見が18件</p>	<p>でもあることから、府民の自主性を尊重し、幅広い理解と共感を得て効果的に実施することができるよう、専門的な知見を有する方々と懇話会で意見交換させていただくこととしております。</p>
懇話会	<p>懇話会の構成員については、ジェンダー平等を原則とすることを明らかにすべき。</p> <p>※その他同様の意見が4件</p>	<p>京都府では従来から、有識者会議等への女性委員の登用を推進してきたところであり、本懇話会の構成員についてもこれまでの取組を踏まえ、女性委員の積極的な登用に努めてまいります。</p>
懇話会	<p>懇話会は、これまでと同様に様々な人権課題に対する府の取組について意見を求めるものとし、部落差別（同和問題）を優先したものとしな</p>	<p>いこと。</p> <p>御意見を踏まえ、適切に運用してまいります。</p>
懇話会	<p>現在の「京都府人権教育・啓発施策推進懇話会」との位置付け、役割の明確化を図るべき。</p>	<p>現在の京都府人権教育・啓発施策推進懇話会の役割については、今回制定を目指す条例に基づく懇話会が担うこととなります。</p>
その他	<p>香害・化学物質過敏症への対応を盛り込んでほしい。</p> <p>※その他同様の意見が3件</p>	<p>御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。</p>
	<p>インターネット上のフェイクニュースに関しては、ファクトチェックができるのか。</p>	<p>フェイクニュース対策については、国において検討されているものと承知しております。</p>
	<p>現代における多様性の尊重は当然の理念だが、それだけでは十分でない。「インターセクショナリティ」の概念に触れる必要がある。</p>	<p>御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。</p>
	<p>職業差別について学習する機会があり、差別や偏見に関する基礎知識の底上げのため、社会全体の考え方が変わっていく必要があると感じた。</p>	<p>御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。</p>

項目	御意見の要旨	京都府の考え方
	幅広く意見を求めるために、事前周知や募集期間の再考、入力フォーム等の工夫が必要と考える。 ※その他同様の意見が3件	御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。